

京都府公安委員会告示第93号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

なお、同法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書面は、いつでも名あて人となるべき者に交付する。

令和8年6月4日

京都府公安委員会
委員長 池坊 由紀

1 聴聞の日時

令和8年6月25日（木）午前9時30分から

2 聴聞の場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部本館 1階聴聞室

3 当事者の住所氏名

大阪府枚方市藤阪西町2番3-505号
友枝 健治